

令和7年10月（第7回）教育研究評議会議事要旨

日 時 令和7年10月15日（水） 13：30～14：39
場 所 本部棟第一会議室（ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を併用）
出席者 45／50
欠席者 那須学長、野上副理事、綾野副理事、鈴木法務研究科長、
沈異分野基礎科学研究所長

- 学長が不在のため、教育研究評議会規則第4条第2項の規定に基づく学長の指名を受けた三村理事が議長を代理し、議事進行を行った。
- 三村理事から、10月1日付で着任した評議員（5名）の紹介があり、それぞれの評議員から挨拶があった。
- 前回議事要旨の確認
令和7年9月開催（第6回）の議事要旨について、原案のとおり承認された。
- 議 事
- 1 審議事項
 - (1) 学生の懲戒処分について
菅理事から、資料1（机上配付資料）に基づき、学生の懲戒処分について提案があった。続いて、関係部局長から事案の詳細及び処分案について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
また、大学全体における再発防止対策等について、種々の意見交換を行った。
 - (2) 国立大学法人岡山大学「研究大学」宣言の制定について（案）
三村理事から、資料2に基づき、本学における「研究大学」の定義を明確化とともに、本学の理念、目的、目標、長期ビジョン等の「支柱」の一つとする目的とした岡山大学研究大学宣言の制定について提案があり、岡山大学長期ビジョン2050の下、研究の強化、高度な教育・人材育成、先進的医療・ヘルスケア、社会変革の実現を成し遂げることを目指し、また、教学、人材、組織・制度等のすべての活動を研究力・イノベーション創出へ繋げることをもって、本学の定義する「研究大学」として宣言するものである旨の説明があった。
以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、本件は、10月開催の役員会の議を経て、11月定例記者会見において学長から発表の上、学内外への浸透を図ることとした。

(3) 名誉博士の称号授与について

三村理事から、資料3に基づき、インド共和国西ベンガル州首相である Mamata Banerjee (ママタ・バナルジー) 氏に対する名誉博士の称号授与について提案があり、また、本年11月に学長が同州コルカタ市を訪問し、同氏に名誉博士号を授与する計画がある旨の説明があった。

続いて、三村理事の指名により、鈴木副学長から、同氏の功績等の詳細について説明があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

(4) 教員の機能分化について

三村理事から、J-PEAKS による制度改革において重要な位置付けとなる教員の機能分化について、学長・部局長の戦略に基づく教員の職務エフォートの柔軟な変更に対応するための具体策として、特定教員の制度活用を行う旨の説明があった。

- 学長又は部局長の推薦に基づき、本人の同意を得た上で、学術研究院人事戦略・評価委員会において特定教員の称号付与を協議・決定する。
- 特定教員は、特定教員の称号等に関する規程第4条の規定するもののうち第3号「研究」を除くいずれか又は複数の業務に従事する。ただし、大学設置基準等への対応の必要性から、一定の「教育」の担当については必須とする。
- 称号付与の期間は2年とし、2年を超えない範囲で更新可能とする。
- 所属及びポイントについて、原則として変更なし。
- 給与について、称号付与前からの変更なし。
- 評価方法について、当該教員の業務のみならず、組織全体への効果も対象となることから、一般の教員とは区別して実施する（予定）。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

2 報告事項

(1) 職員の処分について（陪席制限）

三村理事から、教員の懲戒処分を行った旨の報告があった後、佐藤（吾）教員懲戒等審査委員会委員から事案の詳細及び処分の内容について説明があった。

(2) 教員選考における研究業績の指標及び基準に関する考え方、指標例等（指針）について

三村理事から、6月開催の教育研究評議会において提示した教員選考における研究業績の指標及び基準に関する考え方等（本件指針の原案）について、各部局長との意見交換を踏まえて一部変更し、学術研究院人事戦略・評価委員会により指針として作成した旨の報告があり、また、主にその変更点と変更の理由について詳細な説明があった。加えて、各学域等（部局）によるこの指針を踏まえた指標・基準の策定スケジュールについて、説明があった。

また、各学域等（部局）における指標・基準の設定と人事ポイント制の運用下における中期的な教員人事戦略の在り方等について、種々の意見交換を行った。

以上